

神奈川県
KANAGAWA

STOP! 不法投棄



不法投棄は犯罪です!

不法投棄を行うと、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方に罰せられる可能性があります。また、法人として不法投棄を行った場合には3億円以下の罰金刑に処せられる可能性があります。



監視パトロール

神奈川県警OBの監視職が、毎日パトロールを行っています。不法投棄箇所のほか、産業廃棄物の不適正保管場所も対象です。また、定期的に県・市町村・管轄警察署で連携して合同パトロールを行い、情報共有を図っています。



県では不法投棄撲滅のため、不法投棄の監視活動を行っています。



監視カメラ

不法投棄頻発箇所には監視カメラを設置し、24時間監視しています。過去には、その映像から行為者を特定し、検挙した事例もあり、不法投棄者の特定や不法投棄の抑止に役立っています。